



ゼロエネルギーで、暮らそう。

令和4年度・令和5年度

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業)

ZEH支援事業

公募要領 <法人申請編>

令和5年4月

注意事項

本公募要領は、申請者が**新築建売戸建住宅の販売者となる法人**を対象とした公募要領です。

※ 申請者が新築注文戸建住宅の建築主又は新築建売戸建住宅の購入予定者となる個人の場合は、「令和4年度・令和5年度 ZEH支援事業 公募要領<個人申請編>」をご確認ください。

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、S I Iとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、S I Iが定める「令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化等支援事業）」及び「令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化等支援事業）」交付規程（以下「交付規程」という。）をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

①	補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
②	偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、S I Iとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
③	②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をS I Iに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、S I Iから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
④	補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
⑤	S I Iから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
⑥	補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様）。
⑦	補助金で取得又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてS I Iの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、S I Iは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。 ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう（以下同じ）。 ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し又は担保に供することをいう。
⑧	補助事業に係る資料（申請書類、S I I発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
⑨	S I Iは、交付決定後、交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業概要等をS I Iのホームページ等で公表することがあります（個人・個人事業主を除く）。

目次

1. はじめに

P. 4

- 1-1. 事業趣旨 P. 5
- 1-2. 戸建住宅におけるZEHの定義 P. 6
- 1-3. 令和5年度の経済産業省、国土交通省、環境省によるZEHに対する支援一覧 P. 7

2. 事業概要

P. 8

- 2-1. 補助金名 P. 9
- 2-2. 事業規模と想定採択件数 P. 9
- 2-3. 補助事業者 P. 10
- 2-4. 補助事業 P. 11
- 2-5. 補助対象住宅 P. 12
- 2-6. 補助対象経費 P. 13
- 2-7. 補助金及び上限額 P. 14
- 2-8. 他の補助金との調整 P. 15
- 2-9. 公募について P. 16
- 2-10. 事業スケジュール P. 17

3. 交付要件

P. 20

- 3-1. ZEHの交付要件 P. 21
- 3-2. ZEH+の交付要件 P. 27
- 3-3. 追加設備等の交付要件 P. 38

4. 事業の実施

P. 45

- 4-1. 事業フロー P. 46
- 4-2. 公募～交付決定 P. 47
- 4-3. 補助事業の開始～完了 P. 55
- 4-4. 完了実績報告～補助金支払い P. 58
- 4-5. 補助事業終了後 P. 59
- 4-6. その他の注意事項 P. 62

5. よくあるご質問

P. 63

1. はじめに

1-1. 事業趣旨

「気候変動問題への対応」「エネルギー需給構造の抱える問題」という2つの視点を踏まえ、2020年10月、我が国は、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言するとともに、2021年4月、2050年カーボンニュートラルと統合的で野心的な目標として、2030年度温室効果ガスを2013年から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けた挑戦を続けるとの新たな方針が示されました。

これを受けて、2021年10月、「地球温暖化対策計画」及び「第6次エネルギー基本計画」が策定され、住宅の省エネルギー性能の向上等を図るとともに、国民が地球温暖化問題を自らの問題として捉え、ライフスタイルを不断に見直し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー対策、エネルギー管理の徹底に努めることを促す脱炭素型ライフスタイルへの転換を図っています。

また、「地球温暖化対策計画」において「2030年度以降新築される住宅について、ZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」、「2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指す」とする政策目標が設定されたことを受け、住宅・建築物分野での省エネ対策を加速するべく、2022年6月、「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」が公布されました。

これを受けて、令和5年度においては経済産業省、国土交通省、環境省が連携し、将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH（次世代ZEH+、超高層集合住宅）、中小工務店が連携して建築するZEH（ZEHの施工経験が乏しい事業者に対する優遇）、引き続き供給を促進すべきZEH（注文住宅、建売住宅、低層・中層・高層集合住宅）の促進支援を進めていくことになりました。

本公募要領は、これら補助事業のうち、家庭内の大幅な低炭素化の実現を図ることを目的とした、環境省によるZEH支援事業の公募情報をとりまとめたものです。

- ◆ 「地球温暖化対策計画」については、環境省のホームページをご確認ください。
<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>
- ◆ 「第6次エネルギー基本計画」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/
- ◆ 「更なるZEHの普及促進に向けたZEH委員会の今後について」については、経済産業省資源エネルギー庁のホームページをご確認ください。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html

1-2. 戸建住宅におけるZEHの定義

分類・通称	要件					目指すべき水準 (気象条件や建築地特有の制約等に 応じて、特定の地域に目指すべき 水準を設定している。)	
	外皮基準 (U_A 値) ※1			一次エネルギー消費量 削減率※3※5			その他要件・備考
	地域区分			省エネ のみ※4	再エネ等 含む※2		
	1・2	3	4～7				
『ZEH』 ゼッチ	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	20%以上	100% 以上	再生可能エネルギーを導入 (容量不問。全量売電を除く)	—
Nearly ZEH ニアリー・ゼッチ	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	20%以上	75%以上 100% 未満	再生可能エネルギーを導入 (容量不問。全量売電を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 寒冷地 (地域区分1または2地域) 低日射地域 (日射区分A1またはA2地域) 多雪地域
ZEH Oriented ゼッチ・オリエンテッド	0.40 以下	0.50 以下	0.60 以下	20%以上	—	<ul style="list-style-type: none"> 下表の対象地域に該当 再生可能エネルギー未導入 も可 	下表の対象地域が該当

ZEH Oriented対象地域 (右記のいずれかの地域に該当する。)	<ul style="list-style-type: none"> 都市部狭小地等 (北側斜線制限の対象となる用途地域等 (第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域並びに地方自治体の条例において北側斜線規制が定められている地域) であって、敷地面積が85㎡未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く) 多雪地域 (建築基準法で規定する垂直積雪量が100cm以上に該当する地域)
--	---

※1 強化外皮基準は、1～8地域の平成28年省エネルギー基準 (η_{AC} 値、気密・防露性能の確保等の留意事項) を満たすことを前提とする。

※2 再生可能エネルギーの対象は敷地内 (オンサイト) に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める (ただし余剰売電分に限る)。

※3 一次エネルギー消費量の計算は、住戸部分は住宅計算法 (暖冷房、換気、給湯、照明 (その他の一次エネルギー消費量は除く))、共用部は非住宅計算法 (暖冷房、換気、給湯、照明、昇降機 (その他の一次エネルギー消費量は除く)) とする。

※4 「太陽光発電設備による発電量」、「コージェネレーション設備の発電量のうち売電分」を除く。

※5 エネルギーに係る設備については、所有者を問わず当該住宅の敷地内に設置されるものとする。




(注) 戸建住宅におけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。本事業の要件については次頁以降を必ずご確認ください。

1-3. 令和5年度の経済産業省、国土交通省、環境省によるZEHに対する支援一覧

経済産業省・国土交通省・環境省は連携して、住宅の省エネ・省CO2化に取り組み、ZEHの更なる普及を目指しています。

SIIではこれらのうち、**8つの補助事業を執行**しています。

■ : 緑色のラインは相互に連携する事業を示す

省庁	役割	戸建住宅への補助事業	集合住宅への補助事業	その他の補助事業
国土交通省	中小工務店が連携して建築するZEH 	<令和5年度> LCCM住宅整備推進 等	LCCM住宅整備推進 等	<令和4年度補正> こどもエコすまい支援事業
経済産業省	将来の更なる普及に向けて供給を促進すべきZEH 	<p>■ SIIが執行する補助事業</p> <p>■ 次世代ZEH+ (注文住宅)実証事業 ※次世代ZEH+(HEMS)実証事業を含む</p> <p>■ TPOモデルを活用した次世代ZEH+実証事業</p> <p>■ 次世代ZEH+ (建売住宅)実証事業</p>	<令和5年度> ■ 超高層ZEH-M実証事業	<p><令和4年度補正> 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金</p> <p><令和4年度補正> 断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業費補助金</p>
環境省	引き続き供給を促進すべきZEH、ZEH+ 脱炭素化及び災害時のレジリエンス強化 	<p>■ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業 (以下「ZEH支援事業」)</p> <p>■ 本事業の公募対象は、ZEH、ZEH+です</p> <p>■ 本公募要領に掲載する事業</p>	<p><令和4年度・令和5年度> ■ 集合住宅の省CO2化促進事業のうち低層ZEH-M促進事業 (以下「低層ZEH-M促進事業」)</p> <p><令和5年度> ■ 集合住宅の省CO2化促進事業のうち高層ZEH-M支援事業 (以下「高層ZEH-M支援事業」)</p> <p><令和5年度> ■ 集合住宅の省CO2化促進事業のうち中層ZEH-M支援事業 (以下「中層ZEH-M支援事業」)</p>	<令和4年度補正> 脱炭素化産業成長促進対策費補助金(断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業)

2. 事業概要

2-1. 補助金名

令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）のうちZEH支援事業
 令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業）のうちZEH支援事業
 略称：令和4年度・令和5年度 ZEH支援事業（以下「本事業」という。）

2-2. 事業規模と想定採択件数

事業規模 約54億円（一次公募及び新規取り組みZEHビルダー/プランナー向け公募分）

※新築注文戸建住宅の建築主又は新築建売戸建住宅の購入予定者となる個人による申請分を含む。

		一次公募	新規取り組み ZEHビルダー/プランナー公募
想定採択件数	個人申請	約5,000件 (ZEH、ZEH+を区分せずに公募)	約1,000件 (ZEHのみ公募対象)
	法人申請		

※ 二次公募の事業規模及び採択件数は、公募開始までにS I Iホームページで公表します。

※上記の採択件数は事業規模に鑑みた想定件数です。申請状況により変動するため留意してください。

2-3. 補助事業者

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、以下の全ての条件を満たすものに限りです。

補助金の交付を受けようとする者	備考
<p>申請者は、S I Iに登録されたZEHビルダー/プランナー（「ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ2）公募要領」参照）のうち、「建売住宅」の区分を有している者に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1つの住宅に対して、1件の申請のみ受け付けます。同じ住宅に対して、新築建売戸建住宅の販売者となる法人と購入予定者となる個人が重複して申請がある場合、全ての申請を認めません。ただし、審査の結果不採択となった物件で、それ以降の公募に再度申請する場合及び、リース事業者はその限りではありません。 令和4年度に登録を受けたZEHビルダー/プランナーのうち、「令和4年度ZEHビルダー/プランナー実績報告書」を未提出のZEHビルダー/プランナーは申請対象外とします。
<p>「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交付申請の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」に同意したものとします。 申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取消し等の措置をとります。
<p>政府が推進する国民活動「COOL CHOICE」の趣旨に賛同し、「COOL CHOICE賛同登録」を行っていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> COOL CHOICE特設サイト (https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/join.html)にて「賛同登録」を行ってください。
<p>補助事業の遂行能力（社会的信用、資力、執行体制等が整い、事業の継続性が担保されていること）を有すること。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>
<p>環境省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者の申請による事業であること。また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合（契約金額100万円未満のものを除く）にあたっては、環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を相手方とすることはできないので注意すること。 (https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/post_26.html)</p>	<ul style="list-style-type: none"> その他、公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない申請者からの申請は対象外とする。

2-4. 補助事業

本事業の交付要件を満たし、年間の一次エネルギー消費量が正味でゼロとなることを目指した住宅（以下「ZEH」という。）又はZEHより省エネを更に深掘りするとともに、設備のより効果的な運用等により太陽光発電等の自家消費拡大を目指したZEH（以下「ZEH+」という。）となる新築建売戸建住宅を新たに建築する事業、本事業の要件を満たした戸建住宅に蓄電システムを導入する、低炭素化に資する素材、先進的再エネ熱利用設備を導入する事業を補助事業とします。

2-5. 補助対象住宅

補助対象となる住宅は、以下の全ての条件を満たすものに限りです。

補助対象となる住宅	
①	ZEH又はZEH+の交付要件を満たす住宅であること。
②	専用住宅であること。 ただし、住宅の一部に店舗等の非居住部分がある場合は、住居部分が以下の交付要件を満たしている場合に限り、申請することができる。 <ul style="list-style-type: none"> 補助対象住宅がZEHの場合・・・「3-1. ZEHの交付要件」(P21～P26参照) 補助対象住宅がZEH+の場合・・・「3-2. ZEH+の交付要件」(P27～P37参照)
③	賃貸住宅は対象外とする。
④	交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に補助対象工事に着手する住宅であること。
⑤	住宅の敷地が、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく「土砂災害特別警戒区域」に掛かっていないこと。

【補助対象住宅の構造強度に関する注意事項】

国では、建築基準法施工令等の改正を行い、必要な壁量等の基準(ZEH壁量等基準)を位置づけることを予定しています。ZEH水準等の建築物が重量化する傾向にあることを踏まえ、壁・柱の構造基準(壁量計算・柱の小径)が見直されます。ZEH壁量等基準は令和7年4月に施行予定です。

2-6. 補助対象経費

(1) ZEH又はZEH+

補助対象経費は、本事業の要件を満たす戸建住宅を新築する事業に対し要する以下の経費です。

補助対象経費の区分		内容	
①	ZEH又はZEH+の要件を満たした戸建住宅を新築する事業	設計費	省エネルギー性能の表示に係る費用
		設備費	補助事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する経費
		工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費

(2) 追加設備等

上記の事業に追加設備等を導入する事業に対し要する以下の経費です。

補助対象経費の区分		内容	
②	①に蓄電システムを導入する事業	設備費	蓄電システムの購入経費
③	①に低炭素化に資する素材又は先進的再エネ熱利用設備を導入する事業	設備費	補助事業の実施に必要な設備、建築材料の購入に要する経費
		工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費

2-7. 補助金及び上限額

(1) ZEH又はZEH+

交付要件を満たす補助対象住宅に以下のとおり補助金を交付します。

補助対象住宅の種別	補助金及び上限	備考
ZEH	一戸当たり 定額55万円	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分・建物規模によらず全国一律 交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedも同額の補助金とする。
ZEH+	一戸当たり 定額100万円	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分・建物規模によらず全国一律 交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH+も同額の補助金とする。(ZEH Orientedは不可)

(2) 追加設備等

補助対象住宅に以下①～⑤に記載する設備等を導入する場合は、補助金を以下のとおり加算します。

追加設備等の補助要件は、P38～P44を参照。

	補助対象	補助金及び上限	備考
①	蓄電システム	以下1)、2)、3)のうち、いずれか低い補助金を加算。 1) 初期実効容量*1 1kWhあたり2万円 2) 蓄電システムの補助対象経費*2の1/3 3) 補助額上限20万円	<p>※1 JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し補助額を算出します。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとします。</p> <p>※2 工事費は、補助対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとします。
②	直交集成板 (CLT)	一戸当たり 定額90万円	<ul style="list-style-type: none"> 地域区分・建物規模によらず全国一律
③	地中熱ヒートポンプ・システム	一戸当たり 定額90万円	<ul style="list-style-type: none"> クローズドループ・オープンループによらず一律
④	PVTシステム (太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)	<p><液体式></p> <ul style="list-style-type: none"> パネル面積 5㎡以上8㎡未満 65万円 パネル面積 8㎡以上 80万円 <p><空気式></p> <ul style="list-style-type: none"> パネル面積 22㎡以上 90万円 	—
⑤	液体集熱式太陽熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> パネル面積 4㎡以上6㎡未満 12万円 パネル面積 6㎡以上 15万円 	—

2-8. 他の補助金との調整

- 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む）と重複する対象費用を含めないでください。ただし、補助対象となる建材・設備が重複しない場合は、給湯省エネ事業等との併用が可能です。
- 他の補助事業に申請している申請する予定又は既に他の補助金等の交付を受けている場合は、その補助事業名及び補助対象設備等について、申請時に必ずZEHポータルに入力してください。
- 国からの他の補助金を重複受給した場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還することになります。

2-9. 公募について

S I I は、本事業の趣旨及びZEH普及加速の観点から「一般公募」と「新たにZEH普及に取り組むZEHビルダー/プランナー向け公募（以下「新規取り組み公募」という。）」に分けて、**公募期間を定め、先着順に受付け**ます。

申請の受付は、公募期間内の平日（月曜～金曜）のみ行い、毎日17時に締めた上、締め時間以降の申請は翌日申請として受付けます。公募期間中に申請金額の合計が予算に達した際は、その当該日（17時締切）に届いた不備・不足のない申請を対象として抽選を行い、受付対象を決定します。抽選結果は、申請受理日から1週間以内に申請者に通知します。なお、申請金額の合計が予算に達した日の17時より後の申請は原則受理しませんので注意してください。

S I I では、申請状況をみて必要に応じて受付可能な補助金の残額をホームページで公表します。申請の目安としてください。

※ 申請書類に不備・不足がある場合は、原則申請を受理しません。

(1) 一般公募

交付申請に際して、S I I が個々のZEHビルダー/プランナーに設定した「環境省事業による一公募あたりの採択目安数」（「ZEHビルダー/プランナー登録（フェーズ2）公募要領」P28参照）の3倍を超えた事業については、申請を受付けできませんのでご注意ください。なお、採択目安数は、8月31日（木）17時までの申請分に適用し、翌日以降は撤廃します。

(2) 新規取り組み公募

新たにZEH普及に取り組むZEHビルダー/プランナーは、「新規取り組み公募」に**1件に限り申請**することができます。

交付申請を2件以上行う場合は、2件目以降は「一般公募」に2件目以降の申請を行ってください。

なお、「新規取り組み公募」の対象はZEHのみとし、ZEH+は公募対象外です。

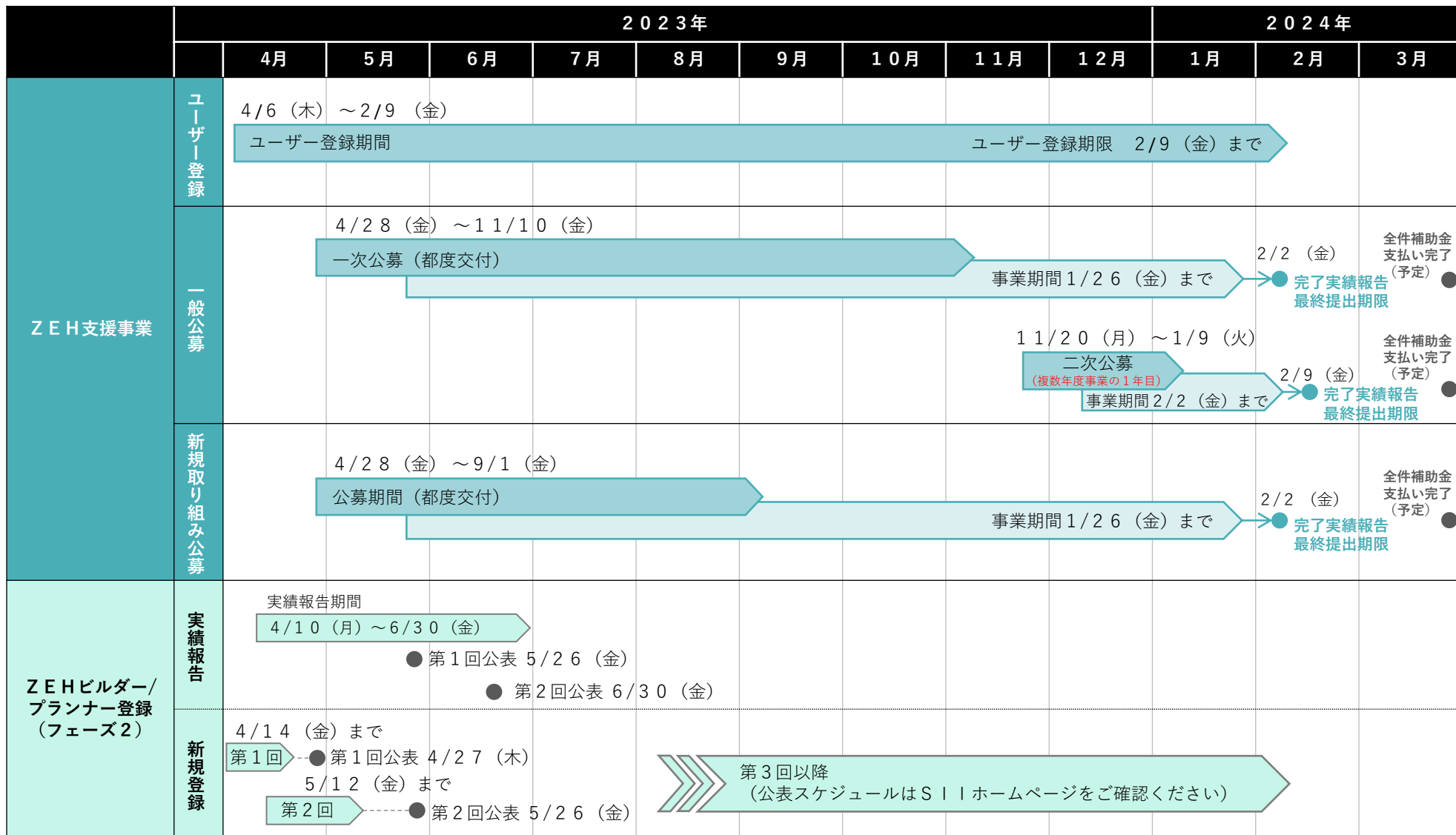
【新たにZEH普及に取り組むZEHビルダー/プランナーの要件】

「新規取り組み公募」の申請に関与するZEHビルダー/プランナーは、以下の要件を全て満たしていること。

- S I I に登録を受けたZEHビルダー/プランナーであること。ただし、ZEHビルダー/プランナー登録申請中であり、まだ登録を受けていないZEHビルダー/プランナーについても可とします。
- ZEHビルダー/プランナー登録を受けた後に、本事業を含む令和5年度以前のZEH補助金において、自らがZEHビルダー/プランナーとして関わる交付決定を1件も受けていないこと。

2-10. 事業スケジュール

本事業のスケジュール



(1) ZEHポータルของผู้ใช้ลงทะเบียน

本事業の交付申請は、S I I が提供する「戸建ZEH補助金申請ポータルサイト (以下「ZEHポータル」という。)」を利用した電子申請で行ってください。

- 申請者 (申請の手続きを代行するもの (以下「手続代行者」という。)) がいる場合は手続代行者) は、ZEHポータル (<https://kodatezeh.sii.or.jp/>) にアクセスし、ZEHポータルのユーザー登録を行ってください。
- ユーザー登録の際、メールアドレスを用いた本人認証が必要となります。
- ユーザー登録方法の詳細は「ZEHポータル・マニュアル」を参照してください。

ZEHポータル・ユーザー登録：

2023年4月6日 (木) ~ 2024年2月9日 (金) 17時

(2) 公募期間

S I I は、以下の公募期間を定め、先着順に受付けます。

1) 一般公募 (一次公募)

2023年 4月28日 (金) 10時 ~ 2023年11月10日 (金) 17時

2) 新規取り組み公募

2023年 4月28日 (金) 10時 ~ 2023年 9月 1日 (金) 17時

3) 一般公募 (二次公募)

2023年11月20日 (月) 10時 ~ 2024年 1月 9日 (火) 17時

二次公募は、複数年度事業にて実施予定です。詳細は、2023年10月下旬頃公開予定の公募要領をご確認ください。

(3) 事業期間

一般公募（一次公募）及び新規取り組み公募で交付決定を受けた補助事業者は、交付決定日を事業開始日とし、以下の期日までに中間報告及び完了実績報告をS I Iに提出してください。

1) 交付決定

申請受理日から3週間を目処に都度交付決定を行います。ただし、申請が集中した場合や、申請内容に関するS I Iからの問い合わせへの回答に時間を要した場合等は、その限りではありません。なお、最終交付決定日は以下のとおりとします。

<最終交付決定日>

① 一般公募（一次公募）： **2023年12月 1日（金）**

② 新規取り組み公募： **2023年 9月22日（金）**

※ 交付決定後に、ZEHポータル上で「交付決定通知」を通知し、「交付決定番号が記載された指定のボード」のデータ入手が可能になります。

※ 「事務取扱説明書」は、2023年6月29日（木）にZEHポータル上で通知します。

2) 中間報告

原則として、**事業着手日から3週間以内**に提出すること。**最終提出期限は2023年12月15日（金）**とする。

※ 中間報告は2023年6月29日（木）よりZEHポータルにて行うことが可能となります。

3) 最終事業完了

2024年 1月26日（金）までに事業完了すること。

※ 事業完了日とは、補助事業に係る工事及び工事代金の支払いが完了した日付を指します。

ただし、補助対象住宅の「3-2. (5) ZEH+の選択要件」で「**②高度エネルギーマネジメント**」を選択した事業は、エネルギー計測装置の表示項目の名称設定も完了すること（P34参照）。

4) 完了実績報告

原則として、**事業完了日から15日以内**に提出すること。

最終提出期限は、2024年 2月 2日（金）17時とする。

※ 完了実績報告は2023年6月29日（木）より中間報告後、ZEHポータルにて行うことが可能となります。

3. 交付要件

3-1. ZEHの交付要件

補助対象住宅がZEHの場合、以下(1)～(4)の要件を全て満たすこと。

(1) ZEHの要件

戸建住宅におけるZEH(『ZEH』、Nearly ZEH、ZEH Oriented)の定義を満たしていること。^{※1※2}

- 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた外皮平均熱貫流率(U_A 値)を満たすこと(P23参照)。
- 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から
20%以上削減されていること。^{※3}
- 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。^{※2}
売電を行う場合は余剰買取方式に限る。<全量買取方式は認めません>
- 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から
100%以上削減されていること。

なお、Nearly ZEHの場合は75%以上100%未満削減、ZEH Orientedの場合は20%以上削減とする。^{※1※2※3※4}

※1 以下の場合、Nearly ZEHを補助対象とします。

- 寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)に該当。
なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域とします。

※2 以下の場合、ZEH Orientedを補助対象とします。

- 北側斜線制限(2階建以上の住宅に影響が生じる場合)の対象となる用途地域等であって、敷地面積が85㎡未満である土地に建築される住宅(平屋建ての場合を除く)。ただし、北側斜線制限の対象となる住宅であっても、補助対象に該当しない場合があります。
ZEH Orientedとして申請する場合は、SIIホームページの「よくあるご質問」を確認の上、申請前に必ずSIIへ相談してください。
- 多雪地域(垂直積雪量100cm以上)に建築される住宅。

※3 エネルギー計算は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)(以下「建築物省エネ法」という。)」に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)」に準拠するものとします。また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。

※4 再生可能エネルギー等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。

(2) 省エネルギー性能表示評価書 (BELS)

1) 申請する住宅について、建築物省エネ法第7条に基づく省エネルギー性能表示 (BELS等、第三者認証を受けているものに限る。以下「BELS」という。) にて、『ZEH』*であることを示す証書を取得すること。

※ 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedであることも可とします。

① BELSに関する補足事項

- 外皮性能は、地域区分ごとに定められた外皮平均熱貫流率 (U_A 値) を満たすこと。
- 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
- 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。ただし、Nearly ZEHの場合は75%以上100%未満削減、ZEH Orientedの場合は20%以上削減とする。

② 注意事項

- BELSを取得した結果、本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができません。
- 取得したBELSに示されている設計性能を満たさない場合、補助金の交付はできません。
- 申請した内容に変更があった場合には、BELSの再取得を求める場合があります。

2) BELSは中間報告前に取得し、中間報告時に提出すること。

(3) 導入する建材・設備等

以下1)、2)の要件を満たす建材・設備等を導入すること。

1) ZEH住宅の補助対象範囲及び設備等の要件一覧

本事業では、補助対象住宅に導入する設備の性能要件は問いません。「BELSにて、ZEHを満たすこと」を要件とします。ただし、HEMSについては性能要件を定めていますので、必ず確認の上申請してください。(P25参照)

(注) 補助対象設備等は新品を導入すること。

住宅の元請会社以外に補助事業者が分離発注する場合は、交付決定後に購入したものに限り。

(注) 補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準								
			地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
BEL S	●	該	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象住宅が『ZEH』（交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEH、ZEH Orientedであることも可とする）であることを示すものであること。 								
高断熱外皮	●	該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
			外皮平均熱貫流率 (U _A 値)	0.40以下		0.50以下	0.60以下				-
			地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
			冷房期の平均日射熱取得率 (η _{AC} 値)	基準値なし				3.0以下	2.8以下	2.7以下	6.7以下
			<ul style="list-style-type: none"> 外皮平均熱貫流率 (U_A値) を算出するための外皮計算に係る部分に用いる断熱材及び窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。 構造材、仕上げ材 (内装外装)、玄関ドアは補助対象外とする。 								

3. 交付要件

ZEH

設備等の種類		必須要件	補助対象	要件となる基準	
空調設備		●	該	<ul style="list-style-type: none"> 主たる居室※には、エネルギー消費性能計算プログラム (Webプログラム) において計算できる暖房設備及び冷房設備を導入すること。 一次エネルギー消費量の計算の「暖房設備・冷房設備」において「設置しない」という選択はできない。ただし、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。 ※主たる居室が複数ある場合は、その全てに暖房設備及び冷房設備を導入すること。 	
給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等)	●	該	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費性能計算プログラム (Webプログラム) において計算できるいずれかの左記設備を導入すること。 ※ガス (石油) 従来型給湯機、ガス (石油) 従来型給湯温水暖房機の導入は認めません。 	
	ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ等)				
	石油潜熱回収型給湯機 (エコフィール等)				
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)				
	太陽熱利用システム				
	燃料電池 (エネファーム等)		—		
省エネルギー設備	換気設備 (24時間換気に係るもの)		●	該	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費性能計算プログラム (Webプログラム) において計算できる設備を導入すること。 換気装置 (本体) 及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
	照明設備	L E D照明	●	—	—
		蛍光灯			
再生可能エネルギー・システム	太陽光発電システム等		●	—	<ul style="list-style-type: none"> 申請する住宅がZEH Orientedの場合は、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムの設置容量は問いません。
エネルギー計測装置 (H E M S)		●	—	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「<u>ECHONET Lite</u>」規格の<u>認証登録番号を取得しているコントローラ</u>であること。 住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 計測されたデータの表示ができること。 詳細はP25参照。 	

● : 本事業で導入を必須とすること 該 : 補助対象となるもの

2) HEMSの要件

補助対象住宅に設置するHEMSは以下の①～③の要件を全て満たすこと。

① HEMSの機器要件

- 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること。なお、APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンについては問いません。
- 住宅一棟の全エネルギーを計測できるように設置すること。
- 計測されたデータの表示ができること。

② 計測ポイントの要件以下の「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

エネルギー計測 要件一覧表

凡例

●：必須項目

○：計測対象設備設置の場合は必須

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量 (単位: Wh)	●
	売電量 ^{*1} (単位: Wh)	●
電力量の計測・取得	系統からの買電量 (単位: Wh)	●
	住宅全体の電力使用量 (単位: Wh)	●
	暖冷房設備の電力使用量 ^{*2} (単位: Wh)	○
	電気ヒートポンプ式給湯機の給湯設備 (エコキュート等) の電力使用量 (単位: Wh)	○
	ガスコージェネレーションシステム (エネファーム等) の発電量 (単位: Wh)	○
	照明設備の電力使用量 (単位: Wh)	—
	換気設備の電力使用量 (単位: Wh)	—
蓄電システム	充電力量 (単位: Wh)	○
	放電力量 (単位: Wh)	○
電気自動車を活用した充電設備 (プラグインハイブリッド車を含む)	充電力量 (単位: Wh)	○
電気自動車を活用した充放電設備 (プラグインハイブリッド車を含む)	充電力量 (単位: Wh)	○
	放電力量 (単位: Wh)	○
使用電力 計測・取得間隔	1時間以内	●
データ蓄積期間 ^{*3} ^{*4}	1時間以内の単位 1カ月以上	●
	1日以内の単位 13カ月以上	●

※1太陽光発電システムとガスコージェネレーションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの売電量とガスコージェネレーションシステムの売電量の合算値でも可します。

※2「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力量を計測できること。

※3HEMSにより計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。

※4セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

③ 運用時の要件

事業完了後、HEMSコントローラ等に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。(P59参照)

(4) 不動産売買契約書における重要事項説明書

補助対象住宅の購入者と締結する不動産売買契約書における重要事項説明書に以下を明示し、その文言が記載された契約書類の雛形を中間報告時に提出できること。

① 定期報告アンケートについて

補助対象住宅の不動産売買契約を行う購入者（以下「事業継承者」という。）は入居後2年間、S I Iが定める使用状況の報告（定期報告アンケート）を行う必要があること。

② J-クレジット化の意思表示について

事業継承者が本事業で得られる温室効果ガス排出削減効果のJ-クレジット化（自己負担見合い分のみ）について、J-グリーン・リンケージ倶楽部等の国、地方公共団体又は民間団体等が運営・管理するJ-クレジット制度に基づく排出削減事業で、その実施に関する意思表示行うこと。

※「J-グリーン・リンケージ倶楽部 (<https://j-greenlinkage.go.jp/>)」にて本事業で得られる温室効果ガス排出削減効果のJ-クレジット化に関する意思表示をする場合は、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」への入会に必要な手続きはS I Iが行います。その際、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」及び国へ事業継承者に係る個人情報の提供を行うので、これを了承すること。

3-2. ZEH+の交付要件

補助対象住宅がZEH+の場合、以下(1)～(4)の要件を全て満たすこと。

(1) ZEH+の要件

戸建住宅におけるZEH(『ZEH+』、Nearly ZEH+)の定義を満たしていること。※1

- 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた外皮平均熱貫流率(U_A 値)を満たすこと(P29参照)。
- 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から
25%以上削減されていること。※2
- 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。
売電を行う場合は余剰買取方式に限る。<全量買取方式は認めません>
- 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から
100%以上削減されていること。なお、Nearly ZEH+の場合は75%以上100%未満削減とする。※1※2※3

※1 以下の場合は、Nearly ZEH+を補助対象とします。

- 寒冷地(地域区分1又は2)、低日射地域(日射区分A1又はA2)又は多雪地域(垂直積雪量100cm以上)の場合に該当。

なお、多雪地域は、建築基準法施行令第86条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域とします。

※2 エネルギー計算は、建築物省エネ法に基づく「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠するものとします。また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。

※3 再生可能エネルギー等を加えて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算においては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。

(2) 省エネルギー性能表示評価書 (BELS)

1) 申請する住宅について、BELSにて、『ZEH』※であることを示す証書を取得すること。

※ 本事業では、交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEHであることも可とします。

① BELSに関する補足事項

- 外皮性能は、地域区分ごとに定められた外皮平均熱貫流率 (U_A 値) を満たすこと。
- 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から **25%以上削減** されていること。
- 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。ただし、Nearly ZEHの場合は75%以上100%未満削減とする。
- [ZEH+の選択要件] で「**①**外皮性能の更なる強化」を選択した事業については、外皮平均熱貫流率 (U_A 値) が P30 に示す基準を満たしていること。

② 注意事項

- BELSを取得した結果、本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができません。
- 取得したBELSに示されている設計性能を満たさない場合、補助金の交付はできません。
- 申請した内容に変更があった場合には、BELS等の再取得を求める場合があります。

2) BELSは中間報告前に取得し、中間報告時に提出すること。

(3) 導入する建材・設備等

以下1)、2)の要件を満たす建材・設備等を導入すること。

1) ZEH+住宅の補助対象範囲及び設備等の要件一覧

本事業では、補助対象住宅に導入する設備の性能要件は問いません。「BELSにて、ZEHを満たすこと」を要件とします。ただし、HEMSについては性能要件を定めていますので、必ず確認の上申請してください。(P31参照)

- で表示する項目は[ZEH+の選択要件]①外皮性能の更なる強化を選択した場合、P32記載の追加要件があります。
- で表示する項目は[ZEH+の選択要件]②高度エネルギーマネジメントを選択した場合、P32～P36記載の追加要件があります。

(注) 補助対象設備等は新品を導入すること。

住宅の元請会社以外に補助事業者が分離発注する場合は、交付決定後に購入したものに限り。

(注) 補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

設備等の種類	必須要件	補助対象	要件となる基準								
BEL S	●	該	補助対象住宅が『ZEH』（交付要件を満たす場合に限り、Nearly ZEHであることも可とする）であることを示すものであること。								
高断熱外皮	●	該	地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
			外皮平均熱貫流率 (U _A 値)	0.40以下		0.50以下	0.60以下				-
			地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
			冷房期の平均日射熱取得率 (η _{AC} 値)	基準値なし				3.0以下	2.8以下	2.7以下	6.7以下
			<ul style="list-style-type: none"> 外皮平均熱貫流率 (U_A値) を算出するための外皮計算に係る部分に用いる断熱材及び窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。 構造材、仕上げ材 (内装外装)、玄関ドアは補助対象外とする。 								

3. 交付要件

設備等の種類		必須要件	補助対象	要件となる基準	
空調設備		●	該	<ul style="list-style-type: none"> 主たる居室※には、エネルギー消費性能計算プログラム (Webプログラム) において計算できる暖房設備及び冷房設備を導入すること。 一次エネルギー消費量の計算の「暖房設備・冷房設備」において「設置しない」という選択はできない。ただし、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認める。 ※主たる居室が複数ある場合は、その全てに暖房設備及び冷房設備を導入すること。 	
給湯設備	電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等)	●	該	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費性能計算プログラム (Webプログラム) において計算できるいずれかの左記設備を導入すること。 ※ガス (石油) 従来型給湯機、ガス (石油) 従来型給湯温水暖房機の導入は認めません。 	
	ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ等)				
	石油潜熱回収型給湯機 (エコフィール等)				
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機 (ハイブリッド給湯機)				
	太陽熱利用システム				
	燃料電池 (エネファーム等)		—		
省エネルギー設備	換気設備 (24時間換気に係るもの)		●	該	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費性能計算プログラム (Webプログラム) において計算できる設備を導入すること。 換気装置 (本体) 及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
	照明設備	LED照明	●	—	—
		蛍光灯	●	—	—
再生可能エネルギー・システム	太陽光発電システム等		●	—	—
エネルギー計測装置 (HEMS)		●	—	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人エコネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること。 住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。 [ZEH+の選択要件] ②高度エネルギーマネジメントを選択しない事業は、P31を参照。 [ZEH+の選択要件] ②高度エネルギーマネジメントを選択する事業は、P32を参照。 	

●：本事業で導入を必須とすること 該：補助対象となるもの

2) HEMSの要件

補助対象住宅に設置するHEMSは以下の①～③の要件を全て満たすこと。

① HEMSの機器要件

- 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること。なお、APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンについては問いません。
- 住宅一棟の全エネルギーを計測できるように設置すること。
- 計測されたデータの表示ができること。

② 計測ポイントの要件以下の「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

エネルギー計測 要件一覧表

凡例

●：必須項目

○：計測対象設備設置の場合は必須

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量 (単位: Wh)	●
	売電量 ^{*1} (単位: Wh)	●
電力量の計測・取得 ^{*2}	系統からの買電量 (単位: Wh)	●
	住宅全体の電力使用量 (単位: Wh)	●
	暖冷房設備の電力使用量 ^{*2} (単位: Wh)	○
	電気ヒートポンプ式給湯機の給湯設備 (エコキュート等) の電力使用量 (単位: Wh)	○
	ガスコージェネレーションシステム (エネファーム等) の発電量 (単位: Wh)	○
	照明設備の電力使用量 (単位: Wh)	—
	換気設備の電力使用量 (単位: Wh)	—
蓄電システム	充電力量 (単位: Wh)	○
	放電力量 (単位: Wh)	○
電気自動車を活用した充電設備 (プラグインハイブリッド車を含む)	充電力量 (単位: Wh)	○
電気自動車を活用した充放電設備 (プラグインハイブリッド車を含む)	充電力量 (単位: Wh)	○
	放電力量 (単位: Wh)	○
使用電力 計測・取得間隔	1時間以内	●
データ蓄積期間 ^{*3} ^{*4}	1時間以内の単位 1カ月以上	●
	1日以内の単位 13カ月以上	●

※1 太陽光発電システムとガスコージェネレーションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの売電量とガスコージェネレーションシステムの売電量の合算値でも可します。

※2 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力量を計測できること。

※3 HEMSにより計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。

※4 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

③ 運用時の要件

事業完了後、HEMSコントローラ等に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。(P59参照)

(4) ZEH+の選択要件

売電のみを前提とせず、創エネルギーの自家消費を意識した再生可能エネルギーの促進に係る措置として以下の

①外皮性能の更なる強化、②高度エネルギーマネジメント、③電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は 充放電設備の要件のうち2つ以上を導入することが[ZEH+の選択要件]となります。

ただし、8地域については、以下の「②及び③の組合せ」を必須とします。

①外皮性能の更なる強化

住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた以下の外皮平均熱貫流率（ U_A 値）を満たすこと。

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
外皮平均熱貫流率（ U_A 値）	0.30以下		0.40以下		0.50以下			-

※4・5地域における暫定措置は2023年3月をもって終了しましたので、ご注意ください。

②高度エネルギーマネジメント

HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。

また、補助対象住宅に設置するHEMSは以下の①～⑥の要件を全て満たすこと。

① HEMSの機器要件

- 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること。
- 住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。
- 計測されたデータの表示ができること。
- 導入する計測対象の機器要件となるECHONET Lite AIF認証を全て取得していること。
- APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、導入する計測対象の設備要件となるReleaseバージョン以上であること。なお、完了実績報告提出までに、ファームアップ等を行う予定で、かつその性能を有する機器も可とします。
- SIIがホームページで公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能であること。

URL：https://sii.or.jp/moe_zeh05/support/public.html

② 計測ポイントの要件

計測ポイントは以下に示す「エネルギー計測 要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

エネルギー計測 要件一覧表

凡例

●：必須項目

○：計測対象設備設置の場合は必須

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量 (単位: Wh)	●
	売電量 ^{※1} (単位: Wh)	●
電力量の計測・取得	系統からの買電量 (単位: Wh)	●
	住宅全体の電力使用量 (単位: Wh)	●
	暖冷房設備の電力使用量 ^{※2} (単位: Wh)	○
	電気ヒートポンプ式給湯機の給湯設備 (エコキュート等) の電力使用量 (単位: Wh)	○
	ガスコージェネレーションシステム (エネファーム等) の発電量 (単位: Wh)	○
	照明設備の電力使用量 (単位: Wh)	—
	換気設備の電力使用量 (単位: Wh)	—
蓄電システム	充電力量 (単位: Wh)	○
	放電力量 (単位: Wh)	○
電気自動車を活用した充電設備 (プラグインハイブリッド車を含む)	充電力量 (単位: Wh)	○
電気自動車を活用した充放電設備 (プラグインハイブリッド車を含む)	充電力量 (単位: Wh)	○
	放電力量 (単位: Wh)	○
使用電力 計測・取得間隔	1時間以内	●
データ蓄積期間 ^{※3※4}	1時間以内の単位 1カ月以上	●
	1日以内の単位 13カ月以上	●

※1 太陽光発電システムとガスコージェネレーションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの売電量とガスコージェネレーションシステムの売電量の合算値でも可とします。

※2 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力量を計測できること。

※3 HEMSにより計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。

※4 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

③ HEMSコントローラの設定要件

a. HEMSで計測する項目ごとに、HEMSコントローラやモニタに表示される計測対象の項目名称の設定をすること。

※ 項目名称の設定は、完了実績報告時まで完了すること。

※ 名称の設定ができない機器や、モニタ画面上で項目名称の設定が行えてもデータの書き出しに反映しない場合は要件未達とみなします。

b. 「②計測ポイントの要件」を満たすこと。

④ 計測データの要件

H E M S の表示項目の名称設定を完了することで事業完了とします。

エネルギー計測の要件	<ul style="list-style-type: none">• P 3 3 に示す「②計測ポイントの要件」において必須の計測ポイントごとに計測すること。• 1 時間ごとの計測値 (単位 : W h) であること。• 計測項目や年月、日時が記載されていること。• S I I がホームページで公開する「エネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能であること。 U R L : https://sii.or.jp/moe_zeh05/support/public.html
運用時の要件	事業継承者は、新築入居から2年間、H E M S コントローラ等に蓄積された計測データを記録・保存すること。

事業継承者は、新築入居から2年間は、国又はS I I の求めに応じて提出できるよう、H E M S コントローラ等に蓄積された計測データを保存してください。

⑤ 相互接続性における制御の要件

- a. 通信制御対象の各設備とH E M Sコントローラ間において、それぞれの相互確認を必須化されているプロパティに対応した機能を通信制御できること。
- b. 設置するH E M SコントローラのAPPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは、通信制御対象の各設備に対し、上位のReleaseバージョンであること。(右図参照)
- c. 通信制御対象の各設備においてH E M Sコントローラによる操作を可能にするECHONET Liteプロトコル対応のアダプターが分離されている場合は、当該アダプターの設置を必須とする。

⑥ A I F 認証の要件と、これに代わる相互接続性自己確認の要件

- a. ECHONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ(スーパークラス規定に該当するものは除く)について、アクセスルールで定められた事項の情報を、ECHONET Liteの必須プロトコル(併せて各社の独自のプロトコルも使用可能)でH E M Sコントローラから通信制御可能であることとします。
- b. なお、相互接続性の確認については、機器種別の市場における普及動向を踏まえ、自己確認を可能とします。ただし、その場合においても、住宅に一体化した空気調和システムで独自仕様であるもののうち、他社で利用することが想定される設備においては、ECHONET Lite認証の取得を必須とする。

APPENDIX ECHONET詳細規定のReleaseバージョン

導入設備	APPENDIX ECHONET機器 オブジェクト詳細規定
空調設備	
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等)	Release D 以降
燃料電池 (エネファーム等)	
ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ等)	Release C 以降
ハイブリッド給湯設備	ハイブリッド給湯器クラスはRelease L 以降 瞬間式給湯器クラスはRelease C 以降
蓄電システム	Release H 以降
充放電設備 (V2H充電設備等)	Release G 以降
充電設備	Release J 以降

※ 完了実績報告提出までに、ファームアップ等を行う予定で、かつその性能を有する機器も可とします。

相互接続性の自己確認を示す書類と提出方法

書類	<ul style="list-style-type: none"> • 設備メーカー等が、ECHONET Lite AIF認証で相互確認を必須化されている各プロパティ(次頁の別表1を参照)の通信制御試験を実施し、自己確認したことを証する書面(自由書式)。 • H E M Sコントローラと住宅設備との相互接続性を確認できたホワイトリスト(メーカー等が自社ホームページに掲載するなどして一般に公表されているもの)。
提出方法	中間報告時に、補助対象住宅に導入予定の機器に関する相互接続性の自己確認を示す資料をS11へ提出すること。

【別表1】ECONET Lite AIF認証で、相互確認を必須化されている各プロパティ

機器	プロパティ名		
家庭用エアコン	<ul style="list-style-type: none"> 動作状態 節電動作設定 	<ul style="list-style-type: none"> 運転モード設定 温度設定値 	<ul style="list-style-type: none"> 室内温度計測値 風量設定
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート等)	<ul style="list-style-type: none"> 動作状態 沸き上げ自動設定 	<ul style="list-style-type: none"> 昼間沸き増し許可設定 給湯中状態 	-
ガス潜熱回収型給湯機 (エコジョーズ等)	<ul style="list-style-type: none"> 動作状態 給湯器燃烧状態 	<ul style="list-style-type: none"> 風呂給湯器燃烧状態 風呂自動モード設定 	-
燃料電池 (エネファーム等)	<ul style="list-style-type: none"> 動作状態 	<ul style="list-style-type: none"> 瞬時発電電力計測値 	<ul style="list-style-type: none"> 積算発電電力量計測値
ハイブリッド給湯機	<ul style="list-style-type: none"> 動作状態 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電連携モード設定^{※1} 	-
蓄電システム	<ul style="list-style-type: none"> 動作状況 識別番号 現在時刻設定 現在年月日設定 A C実効容量 (充電・放電) 	<ul style="list-style-type: none"> A C充電・放電可能容量 A C充電・放電可能量 A C積算充電・放電電力量計測値 A C充電量・放電量設定値 最小最大充電量・放電電力値 	<ul style="list-style-type: none"> 運転動作設定 (充電・放電・待機は必須) 運転モード設定 (充電・放電・待機は必須) 系統連系状態 蓄電残量 (Wh・Ah・%いずれかの搭載が必須) 蓄電池タイプ
充放電設備 (V2H充電設備等)	<ul style="list-style-type: none"> 動作状態 	<ul style="list-style-type: none"> 定格充電能力 定格放電能力 車両接続・充放電可否状態 最小最大充電電力値 最小最大放電電力値 最小最大充電電流値 最小最大放電電流値 充放電器タイプ 運転モード設定 	<ul style="list-style-type: none"> 車両接続確認^{※2} 車載電池の放電可能容量値1^{※3} 車載電池の放電可能残容量1^{※3 ※4} 車載電池の放電可能残容量3^{※3 ※4} 車載電池の使用容量値1^{※3} 車載電池の電池残容量1^{※3 ※4} 車載電池の電池残容量3^{※3 ※4}
充電設備	<ul style="list-style-type: none"> 動作状態 	<ul style="list-style-type: none"> 定格充電能力 車両接続・充電可否状態 充電器タイプ 運転モード設定 	<ul style="list-style-type: none"> 車両接続確認^{※2} 車載電池の充電可能容量値^{※3} 車載電池の充電可能残容量値^{※3} 車載電池の使用容量値1^{※3} 車載電池の電池残容量1^{※3 ※4} 車載電池の電池残容量3^{※3 ※4} 車両ID^{※3}

※1 太陽光発電余剰電力時間帯にヒートポンプ貯湯運転を行う。

※2 充放電器タイプ又は充電器タイプがDC__タイプAAの場合のみ必須。

※3 充放電器又は充電器に接続する電気自動車 (プラグインハイブリッド車を含む) から出力される場合、応答必須。

※4 いずれかのプロパティを搭載すること。

③ 電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備又は充放電設備

太陽光発電設備等により充電した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む）（以下「EV」という。）に充電することを可能とする設備又はEVと住宅間で充放電することを可能とする設備を設置し、車庫等において使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。

なお、EVの所有は要件に含まれないが、EVの保管場所は申請する住宅の敷地内に設けること。

- ① <EV充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備を設置する場合>
 - a. 分電盤に専用の分岐回路（＝専用回路）を設置すること。
 - b. 設置する専用回路は単相200V20A以上とし、かつ、テストボタンが付いた「分岐回路用漏電ブレーカー」を設置すること。
- ② <V2H充電設備（充放電設備）を設置する場合>
 - a. EVから住宅へ放電する電力量もHEMSで計測すること。
 - b. V2H充電設備（充放電設備）専用ブレーカーを設置すること。

（5）不動産売買契約書における重要事項説明書

① 定期報告アンケートについて

補助対象住宅の不動産売買契約を行う購入者（以下「事業継承者」という。）は入居後2年間、SIIが定める使用状況の報告（定期報告アンケート）を行う必要があること。

② J-クレジット化の意思表示について

事業継承者が本事業で得られる温室効果ガス排出削減効果のJ-クレジット化（自己負担見合い分のみ）について、J-グリーン・リンケージ倶楽部等の国、地方公共団体又は民間団体等が運営・管理するJ-クレジット制度に基づく排出削減事業で、その実施に関する意思表示を行うこと。

※「J-グリーン・リンケージ倶楽部（<https://j-greenlinkage.go.jp/>）」にて本事業で得られる温室効果ガス排出削減効果のJ-クレジット化に関する意思表示をする場合は、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」への入会に必要な手続きはSIIが行います。その際、「J-グリーン・リンケージ倶楽部」及び国へ事業継承者に係る個人情報の提供を行うので、これを了承すること。

3-3. 追加設備等の交付要件

補助対象となる追加設備等は、補助対象住宅に導入する以下(1)～(5)に記載するものとなります。
なお、導入する追加設備等は、新品を導入すること。

番号	補助対象となる追加設備等
(1)	蓄電システム
(2)	直交集成板 (CLT)
(3)	地中熱ヒートポンプ・システム
(4)	PVTシステム (太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)
(5)	液体集熱式太陽熱利用システム

(1) 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の要件を全て満たすこと。

- 本事業の補助対象住宅に導入される蓄電システムであること。
- 本年度、S I I に製品登録されていること。^{※1}
なお、「令和4年度 ZEH支援事業」に製品登録された蓄電システムも補助対象とする。
- 蓄電システムの導入価格（設備費＋工事費・据付費^{※2}）が、蓄電容量1 kWhあたり14.1万円以下であること。^{※3}
- 蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。

<導入目的>

再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。

<接続及び運用の要件>

再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの（非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外）。

※1 本事業の補助対象機器（蓄電システム）一覧は、S I I ホームページで随時公表する。

URL：<https://sii.or.jp/zeh/battery/search>

※2 工事費・据付費は、蓄電システムの導入工事に要する必要最低限の費用とする。

※3 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下「ハイブリッド」という。）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。

ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1 kWあたり2万円を控除することができる。（定格出力の小数点第二位以下は切り捨てる）

(2) 直交集成板 (CLT)

補助対象となる直交集成板（以下「CLT」という。）は、以下の要件を全て満たすこと。
国内製品において、JAS認定工場で製造されたJAS製品であること。

CLT要件

補助対象住宅への導入場所	補助対象住宅における使用量	施工方法
構造耐久力上主要な部分のうち、壁、床版、屋根版に面的に使用されていること。	CLTの総使用量は、延べ面積で除した単位面積当たりの当該CLTの使用量が $0.1 \text{ m}^3/\text{m}^2$ 以上であること。	工法は問いません。 ただし、枠組壁工法を用いて工事を行う場合は、「枠組工法又は木質プレハブ法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件（国土交通省告示第1540号、平成29年9月26日公布・施行）」に準拠すること。

(注) CLTの導入に際しては、仕上げ材の一部又は化粧材や柱等への使用の場合は、補助対象となりません。

(3) 地中熱ヒートポンプ・システム

補助対象となる地中熱ヒートポンプ・システムは、以下の要件を全て満たすこと。

- ・ 表1に記載する要件を全て満たすこと。
- ・ 地中熱ヒートポンプ熱源機の補助要件を満たしていることを定量的に示せること。
- ・ 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。
- ・ 完了実績報告時にボーリング着工写真を提出できること。

(表1) 地中熱ヒートポンプ・システムの要件

区分	対象範囲	補助要件	
工法	クローズドループ 垂直埋設型	採熱深度が30m 以上であること。	・「クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧」(P42、図1)のいずれかの工法であること。 ・地中熱交換器の総長が30m以上であること。 (Uチューブの場合は行き帰りを一体で測定)
	クローズドループ 水平埋設型		「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」(P42、図2)のいずれかの工法であること。 「クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧」(P42、図2)で示す「らせん状」、「蛇行」、「コイル状」の採熱工法を採用する場合、地中熱交換器に用いるパイプの総長は150m以上であること。
	オープンループ 放流型	揚水深度が50m 以上であること。	—
	オープンループ 還元井型		還元深度が50m以上であること。
	オープンループ 浸透枘型		—
設備 機器	地中熱ヒートポンプ 熱源機	暖房時COP3.7以上であること。	
	附随設備	システムを構成するタンク及びポンプ類、熱交換器※、井水槽※等。	
	放熱機器等	システムを構成する床暖房、パネルラジエーター、ファンコイルユニット等。	
工事費	工事費	システムに係る機器全ての設置費用及び、配管、断熱等の工事費用。	

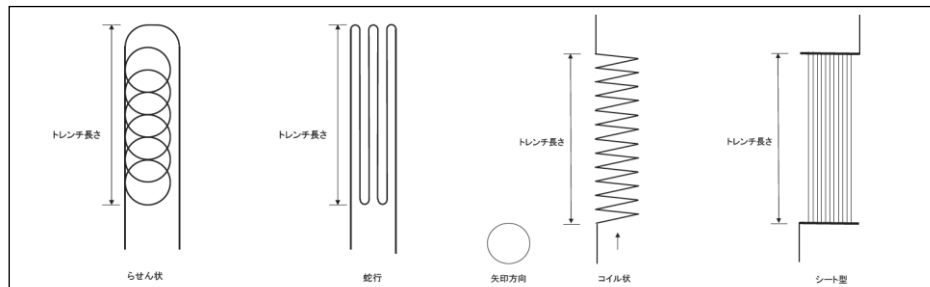
※オープンループの採熱工法一覧(P42、図3)により必要な場合。

(図1) クローズドループ垂直埋設型の採熱工法一覧

工法名称	ボアホール工法			杭工法			
	シングルUチューブ	ダブルUチューブ	スパイラルチューブ	杭シングルUチューブ	杭ダブルUチューブ	二重管	既成コンクリートH杭
水平断面(例)							
垂直断面(例)							
口径(mm)	・100以上	・110以上	・500以上	・100以上	・100以上	・60以上	・200×200以上
杭材種(例)	—	—	—	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管	・既成コンクリート杭 ・鋼管 ・ステンレス管	・H型既成コンクリート杭
熱交換器(例)	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・架橋ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・鋼管	・高密度ポリエチレン管 ・ステンレス管 ・鋼管	・杭本体 (高密度ポリエチレン管、 鋼管、ステンレス管)	・高密度ポリエチレン管
充填材(例)	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・コンクリート ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・セメントミルク	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・珪砂 ・豆砂利 ・不凍液 ・水	・不凍液 ・水	・セメントミルク
熱媒(例)	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液 ・冷媒	・水 ・不凍液	・水 ・不凍液
備考		・複数(ダブル以上)のUチューブを挿入したものを含む。			・複数(ダブル以上)のUチューブを挿入したものを含む。		

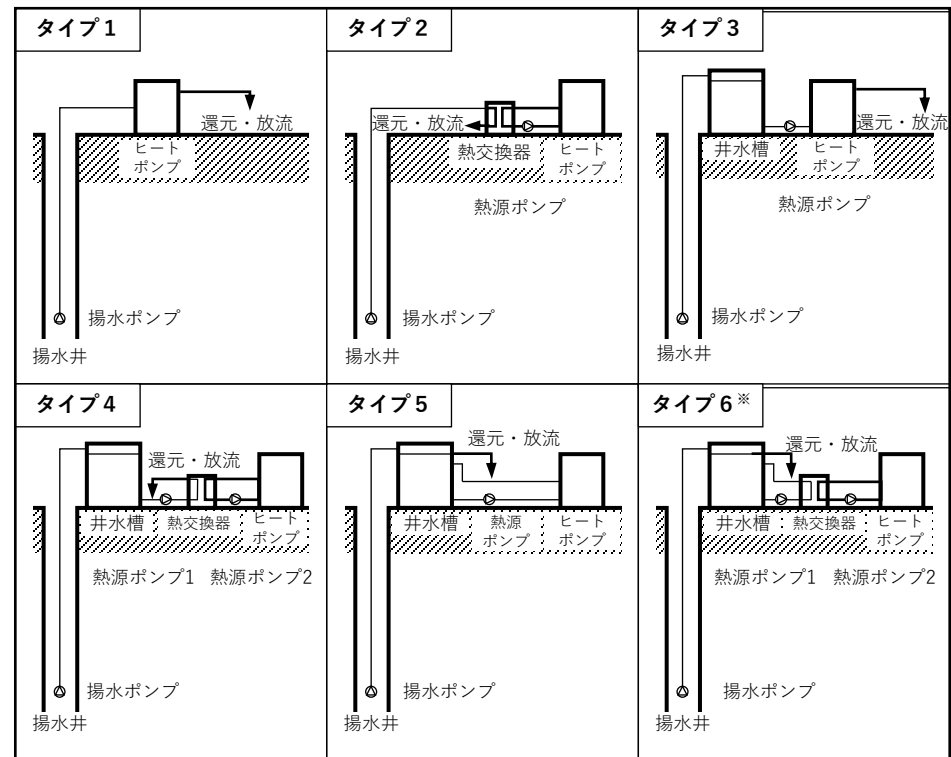
出典：特定非営利法人 地中熱利用促進協会の「垂直埋設型の採熱工法の一覧」より抜粋

(図2) クローズドループ水平埋設型の採熱工法一覧



出典：国土交通省国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所「平成28年度省エネルギー基準(非住宅建築物) 地中熱ヒートポンプ・システムの熱源水温度計算方法」P4「図3 クローズドループ水平埋設型の4方式」より抜粋

(図3) オープンループの採熱工法一覧



出典：特定非営利法人 地中熱利用促進協会の「オープンループ採熱工法の一覧」より抜粋

※ タンク式の熱交換器を用いる方法。井水槽内に熱交換器が置かれ、熱源ポンプ1及びそれに付随する配管はない。

(4) PVTシステム (太陽光発電パネルと太陽熱集熱器が一体となったもの)

補助対象となるPVTシステムは、以下の要件を全て満たすこと。

- ・表2に示す「補助対象となる設備項目」ごとの補助要件を全て満たすこと。
- ・原則、日本国内で市場流通されている製品であること。

(表2) PVTシステムの機器要件

区分	補助対象となる設備項目		補助要件
空気 集熱式	太陽光発電機能付き集熱器 (PVT) ※1		・日集熱効率10%以上であること。※2 ・設置するPVTパネル面積が22㎡以上あること。
	付帯設備 ・ 部材費※3	エアハンドリングユニット (集熱用送風機、ダンパー、熱交換器等)	集熱空気を搬送し、集熱空気を活用するための風路切り替えダンパーを備えたもの。
		集熱空気用ダクト・配管	—
		蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・ 表示機器等)	JISA 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他PVTシステムに必要な付属部材	—
	工事費		補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。
液体 集熱式	太陽光発電機能付き集熱器 (PVT) ※1		・日集熱効率10%以上であること。※2 ・設置するPVTパネル面積が5㎡以上あること。
	付帯設備 ・ 部材費※3	熱媒配管 (配管、継手、バルブ等)	—
		蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・ 表示機器等)	JISA 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
		システムを構成する室内側の放熱器	—
		システムと一体の補助熱源設備	—
		その他PVTシステムに必要な付属部材	—
	工事費		補助対象となるPVT、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。

※1 PVTパネルの集熱に係る部分のみを補助対象とする (発電部分、PVT以外の集熱器は補助対象外)。

※2 JISA 4112に準拠した試験方法であること。

※3 補助対象となるPVTシステムの集熱システムに付帯するものに限る。

(5) 液体集熱式太陽熱利用システム

補助対象となる液体集熱式太陽熱利用システムは、以下の要件を全て満たすこと。

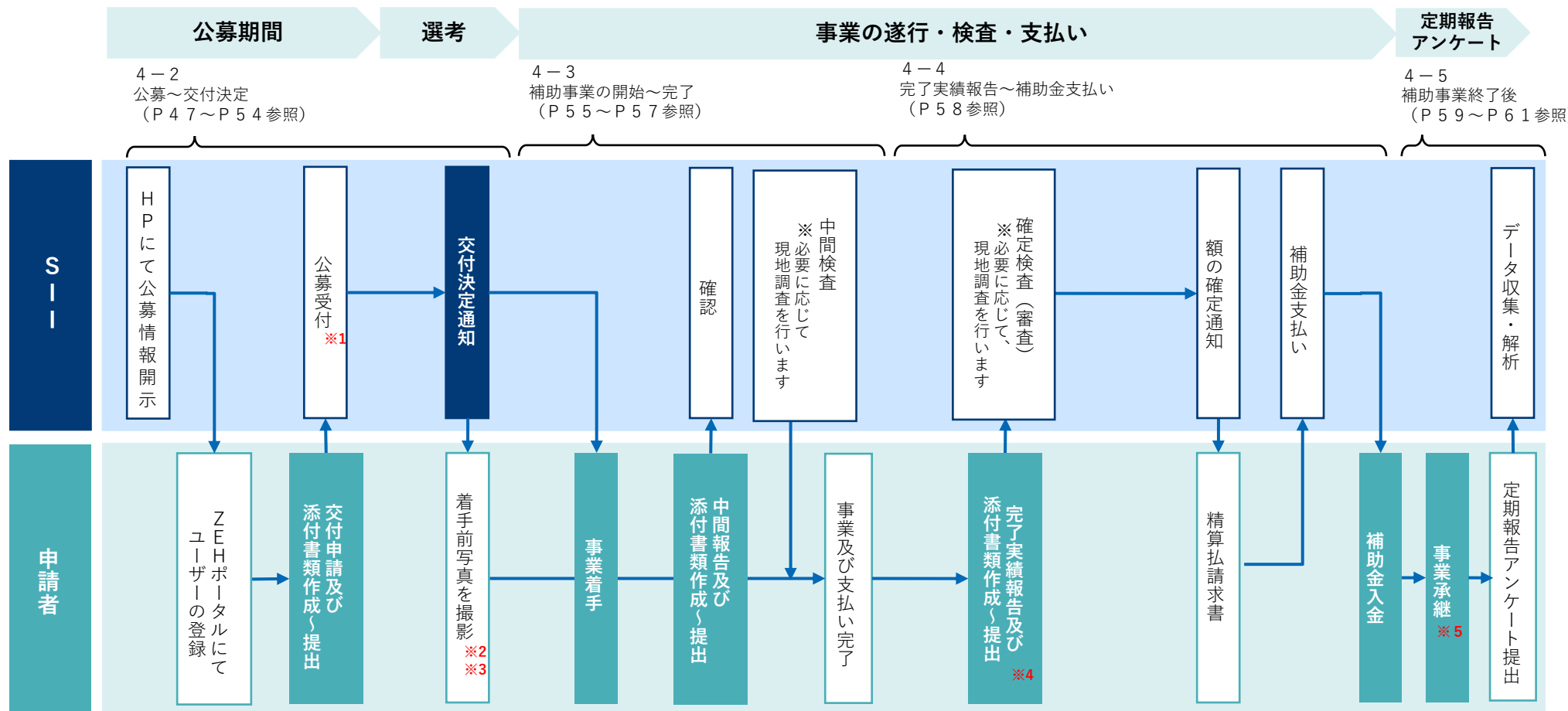
- 循環方式は、強制循環に限る。
- 表3に示す「補助対象となる設備項目」ごとの補助要件を満たすこと。
- 原則、日本国内で市場流通されている製品であること。

(表3) 液体集熱式太陽熱利用システムの機器要件

補助対象となる設備項目		補助要件
高効率集熱器		<ul style="list-style-type: none"> • 屋根面等に太陽光発電パネルと併設された太陽熱集熱器であること。 • 設置する集熱器の面積が4㎡以上あること。 • 日集熱効率について下記要件を満たすこと。 平板形 60%以上 真空ガラス管形 50%以上
付帯設備・部材費 (補助対象となる 集熱システムに 付帯するものに 限る。)	蓄熱槽 (貯湯タンク、ポンプ、集熱制御機器、計測・表示機器等)	JIS A 4 1 1 3に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。
	集熱配管	—
	その他付属部材	—
	補助熱源給湯器	—
工事費		補助対象となる集熱器、付帯設備、部材の設置に係る工事費用。

4. 事業の実施

4-1. 事業フロー



※1 申請内容に不備・不足がある場合や予算に達した場合は原則、申請を受理しません。

※2 着事前に着事前写真用ボードを使用して住宅建設地（更地）の着事前写真を撮影してください。

※3 地中熱ヒートポンプ・システムを導入する場合に限り、ポーリング着工写真を撮影してください。

※4 完了実績報告に不備・不足がある場合や提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。

※5 補助対象事業者が補助対象住宅を第三者に販売（有償譲渡を含む）する行為は、財産処分にあたります。この場合、原則として補助対象住宅の売買予定が決まってから契約が成立するまでの間に、SIIに財産処分承認申請書を提出し、SIIから財産処分承認を受ける必要があります。また、補助金は補助対象住宅の所有権を有する者にしか交付できませんので、**事業継承者への所有権移転日（引渡日）は、必ず補助金受取日以降とする**ことを厳守してください。

4-2. 公募～交付決定

(1) 事業の公募

- S I I は、補助事業を行おうとする者に対し公募を行います。
- S I I ホームページ (https://sii.or.jp/moe_zeh05/) に公募情報を掲載します。

(2) 交付申請

- 申請者は、提出に必要な資料 (P 4 9 ~ P 5 1 「提出資料一覧表」) を確認し、Z E H ポータルより申請手続きを行ってください (手続きの詳細は S I I ホームページに掲載の「Z E H ポータル・マニュアル」を参照)。
- Z E H ポータルへのアクセス集中により、システムの動作が重くなる可能性があります。その場合でも受付時点における受理となるため、十分余裕を持った申請を行ってください。
- 申請後に申請者の変更は原則として認めません。なお、事業実施計画に変更の可能性が生じた場合は、**予め S I I に報告し**、S I I の指示にしたがってください。

1) 手続代行者について

- 新築建売戸建住宅の販売者となる法人による申請の場合、申請手続きを第三者に依頼することはできません。

2) リース事業者との共同申請について

- ① リース事業者との共同申請が可能な申請
 - 補助対象となる蓄電システム、P V T システム、液体集熱式太陽熱利用システム (P 3 8 ~ P 4 4 参照) に限り、リース契約を認めます。ただし、リース契約内容等により対象とならない場合があるので、S I I へ事前相談してください。
- ② 申請方法について
 - 補助対象住宅の申請者とリース事業者による共同申請としてください。
- ③ 注意事項
 - リース料 (元金) は、補助金相当分が減額されていること。
 - リース期間は、原則法定耐用年数以上とすること。

3) 交付申請の方法

本事業の交付申請は、ZEHポータルより行ってください。

電子申請により交付申請を行った場合は、郵送等による申請書類の送付は不要です。交付申請は、以下の手順で行います。

Step 1

公募要領の確認

- 公募要領の内容を必ず確認してください。

Step 2

ユーザー登録



- 申請者は、ZEHポータル (<https://kodatezeh.sii.or.jp/>) にアクセスし、ZEHポータルのユーザー登録を行ってください。
(注) ユーザー登録の際、メールアドレスを用いた本人認証が必要となります。

ZEHポータル・ユーザー登録：

2023年4月6日(木)～
2024年2月9日(金) 17時

- ユーザー登録後、初回ログインに必要なID・初回パスワードが発行されます。
- ユーザー登録方法の詳細は、「ZEHポータル・マニュアル」を参照してください。

※ 申請担当者は、平日の日中(10:00～12:00、13:00～17:00)に必ず連絡が取れること。

Step 3

交付申請



- 発行されたID・初回パスワードでZEHポータルにログイン後、パスワード変更を行ってください。
- ZEHポータルの交付申請画面より、必要な情報を入力してください。
- 交付申請に必要な資料をZEHポータルにアップロードしてください。
(注) P50～P52を参照し、資料不備のないよう注意してください。
- 全ての情報入力と必要資料のアップロードを行った後、「申請」ボタンを押下すれば申請完了となります。
- 申請が完了すると、ZEHポータル画面に「申請完了しました」と表示されますので、正常に申請が完了したことを確認ください。
- 交付申請方法の詳細は、「ZEHポータル・マニュアル」を参照してください。

SIIは、公募期間内に受付けた申請を順次審査し、審査の結果、補助事業として交付決定したものを申請者に対して通知します。

4) 提出資料一覧

S I I ホームページから「令和4年度・令和5年度 ZEH支援事業」 (https://sii.or.jp/moe_zeh05/support/public.html) を選択して、「公募情報」からZEHポータルにログインし、申請に必要な情報の入力及び提出資料をアップロードしてください。

(注) 以下の提出資料一覧を参照し、不備不足のないよう提出してください。

(注) 申請データは、必ず控えとして手元に残してください。なお、誤って提出資料等をS I Iに郵送した際、申請者から書類の返却を求められた場合、S I Iは着払いにて返送します。

ZEHポータルにデータアップロードにより申請

No.	提出資料	区分	形式	アップロード時の ファイル名	内容	
①	役員名簿	●	P D F	役員名簿	<ul style="list-style-type: none"> 氏名カナ (全角、姓と名の間を全角で1マス空け)、氏名漢字 (全角、姓と名の間を全角で1マス空け)、生年月日 (全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、会社名及び役職名を記載すること 申請者の役員名簿を提出すること 	
②	配置図	●	P D F	配置図	<ul style="list-style-type: none"> 申請者名もしくは物件名称等が記載されていること 建設地と接する建築基準法上の道路種別、幅員が記載されていること [ZEH+の選択要件] ③電気自動車 (プラグインハイブリッド車を含む) を活用した自家消費の拡大措置のための充電設備を選択した場合は、電気自動車の保管 (充電) 場所及びコンセントの設置位置を記載すること 	
③	狭小住宅による ZEH Oriented 申請の場合※1	敷地求積図	○	P D F	敷地求積図	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の求積計算も記入し提出すること ①配置図との兼用を可とする
④		平面図	○		平面図	<ul style="list-style-type: none"> 各階ごとに部屋名・寸法が記載されていること
⑤		立面図 (四面)	○		立面図	<ul style="list-style-type: none"> 東西南北の四面が全て記載されていること 断面図と同等に階高等が記載されていること 影響する北側斜線が記載されていること
⑥		登記事項証明書	○		登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 申請する住宅の敷地について法務局で登記事項証明書、地積測量図、公図を取得し、提出すること
⑦		地積測量図、 公図	○		地積測量図、公図	
⑧		都市計画図等	○		都市計画図等	
⑨		敷地写真 (1枚)	○		J P G	敷地写真 (1枚)

凡例 ●：提出必須の資料 ○：申請内容に該当する場合のみ資料を提出

※1 申請する住宅がZEH Orientedを予定している場合は、S I Iホームページの「よくある質問」を確認した上で申請前に必ずS I Iへご相談ください。

No.	提出資料		区分	形式	アップロード時の ファイル名	内容
⑩	CLT、地中熱 ヒートポンプ・ システム、 PVTシステム 又は液体集熱式 太陽熱利用シス テムを補助対象 住宅に導入する 場合	平面図 (兼設備設置図)	○	PDF	平面図 (兼設備設置図)	・ 補助対象となる建材又は設備について設置場所を記入すること
		システム構成部材一覧	○		システム構成 部材一覧	・ 導入する建材又は設備の部材名、メーカー、数量、単位を記入すること
		システム構成図	○		システム構成図	・ イラストや構成図等を用いて、システム全体を表現すること
⑪	リースの場合	リース契約書(案)	○	PDF	リース契約書 (案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース料金から補助金相当分が減額されていること ・ リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること。法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること
		役員名簿	○		役員名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名カナ(全角、姓と名の間を全角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間を全角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、会社名及び役職名を記載すること ・ 申請者の役員名簿を提出すること
⑫	財務諸表等		●	PDF	財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近1期分の財務諸表・決算短信表等を提出すること(個人事業主の場合は確定申告書類) ・ 法人名が確認できること

凡例 ●：提出必須の資料 ○：申請内容に該当する場合のみ資料を提出

注) ③～⑨は、狭小住宅以外の申請の場合、交付申請時は提出不要です。ただし、④平面図及び⑤立面図は、中間報告時に提出を求めます。

注) ⑩「システム構成部材一覧」、「システム構成図」及び⑪「役員名簿」については、SIIホームページから「令和5年度ZEH支援事業」(https://sii.or.jp/moe_zeh05/support/public.html)の「公募情報」から申請様式をダウンロードして作成してください。

注) アップロードするファイルに圧縮やパスワード付加を行わないでください。

ZEHポータルに入力により申請

No.	入力項目		区分	形式	アップロード時のファイル名	内容		
①	交付申請		●	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ZEHポータル・マニュアルを確認の上、入力すること 		
②	事業概要		●			<ul style="list-style-type: none"> ZEHポータル・マニュアルを確認の上、入力すること 		
③	交付申請額算出表		●			<ul style="list-style-type: none"> 表示された補助金申請額に誤りがないか確認すること 		
④	狭小住宅によるZEH Oriented申請の場合	都市部狭小地の概要	○			-	-	<ul style="list-style-type: none"> ZEHポータル・マニュアルを確認の上、入力すること
⑤	追加設備等	蓄電システム明細	○					
⑥		直交集成板 (CLT) 明細	○					
⑦		地中熱ヒートポンプ・システム明細	○					
⑧		PVTシステム明細	○					
⑨		液体集熱式太陽熱利用システム明細	○					
⑩		リースの場合	リース情報					
⑪		誓約書				●	<ul style="list-style-type: none"> 誓約事項を確認の上、全項目に同意のチェックを入れること 	

凡例 ●：入力必須の項目 ○：申請内容に該当する場合のみ入力

5) 個人情報の取得及び提供に係る同意

以下に示す個人情報の取得及び提供に関する内容について同意の上、申請すること。

個人情報の取り扱いについて

NO.	項目	内容
①	個人情報の取得について	S I I は執行する令和5年度住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費、令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業)及び令和5年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業) (以下「本事業」という。)の実施のため、以下「②」に記載する情報を本事業の実施期間にわたり取得します。これらの取得した情報を、「④」に記載する範囲・目的で提供することに、申請者は同意するものとします。S I I の個人情報保護方針は以下をご確認ください。 https://sii.or.jp/privacy/
②	取得する情報	S I I は、本事業の実施期間に以下の情報を取得します。 (ア) 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、世帯人数、口座情報等の補助事業者情報 (イ) 建設所在地、地域区分、建築区分、工法種別、延床面積等の建築地情報 (ウ) ZEH種別、外皮平均熱貫流率、冷房期平均日射熱取得率、導入設備種別等の性能情報 (エ) 一次エネルギー消費量(基準値、設計値、実績値)、発電量、売電量、買電量等のエネルギー使用情報 (オ) その他、本事業に必要な情報
③	利用目的	S I I は②で取得した情報を以下の目的で利用します。 (ア) 本事業の審査、管理、事業進捗状況の把握等 (イ) S I I の各種情報案内、アンケート・調査等の実施 (ウ) その他、本事業の運営に必要な業務
④	第三者への提供について	取得した個人情報は、以下の場合及び「⑤」へ記載する提供先を除き、第三者への提供を行いません。提供が必要となる場合は、事前に提供先と提供目的、提供する項目などを明示し、ご本人に同意いただいたものに限ります。 (ア) 法令により提供を求められた場合 (イ) 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合 (ウ) 国の機関又は地方公共団体又はその委託先を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
⑤	本事業における提供先及び利用目的、提供情報について	本事業では、別表に示す提供先、利用目的で取得情報を提供します。各提供先に本事業で取得した情報を提供する場合は、提供元と提供先で利用目的等を明示した適切な契約締結を行うか、利用規約等への同意を求めます。
⑥	匿名加工情報の提供について	本事業では、S I I から直接又はS I I のホームページ等で外部の研究機関等に対して、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築を図ること、及び住宅における脱炭素化を支援し、もって2050年までのカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の構築を推進することを目的として、「②」に記載する情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行った上で、提供する場合があります。提供時には、利用目的を確認し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。S I I の匿名加工情報に関するポリシーに関しては、以下をご確認ください。 https://sii.or.jp/anonymous_processing/index.html
⑦	個人情報提供の任意性	個人情報の提出がされない場合、利用目的を遂行できないことがあります。
⑧	外部委託	ご提供いただいた個人情報を、個人情報に関する機密保持契約を締結している業務委託会社へ、利用目的の達成に必要な範囲で委託することがございます。委託会社に対しては、適切な取扱い及び保護を行います。
⑨	開示請求等について	S I I にて保有している個人データ、個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止等に誠実に対応いたします。手続きは下記の相談窓口までご連絡ください。ご請求内容を確認の上、対応いたします。 <相談窓口> 一般社団法人環境共創イニシアチブ 個人情報取扱管理担当 p-support@sii.or.jp

別表 本事業における提供先※、利用目的、提供情報

	提供元	提供先	利用目的	提供情報	備考
1	S I I	国	本事業の申請状況・効果分析、外皮性能・省エネ・省CO2効果等の分析、製品・サービス等の研究開発、その他省エネ・省CO2に資する調査・研究等	② (イ) (ウ) (エ) (オ)	S I I から国への提供時に匿名加工は行いません。
2	S I I	J-グリーン・リンケージ倶楽部	本事業の交付要件となるJ-クレジット化手続き	② (ア) (エ)	-
3	S I I	学校法人、行政機関、研究開発を業とする法人・研究者の内、学術・研究・調査・開発目的のみに使用することに同意したもの。 S I I ホームページで情報提供前に提供先の会社名、連絡先を取得した上で、利用目的を明示し、同意を取得した方のみ提供します。	<ul style="list-style-type: none"> 内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築に対する学術・研究・調査・商品/サービス開発等 住宅における脱炭素化を支援し、もって2050年までのカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の構築の推進に対する学術・研究・調査・商品/サービス開発等 	② (ア) の内、市区町村までの住所、 (イ) (ウ) (エ) (オ)	-

※ ③に示すS I I の外部委託先は除きます。

(3) 審査

学識経験者を含む関係分野の専門家で構成された審査委員会で定めた審査基準に基づき、応募のあった申請書を審査します。

(4) 採択

S I I は、審査の結果、交付要件を満たしていることを確認した申請について、予算の範囲で補助事業を採択します。

(5) 交付決定

S I I は、補助事業となった事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。

交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取消しとなる可能性があります。交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

交付決定後、ZEHポータル上で「交付決定通知書」を通知し、「交付決定番号が記載された指定のボード」のデータ入手が可能になります。

「事務取扱説明書」については、2023年6月29日(木)※にZEHポータル上で通知しますので、事業に着手する前に必ず参照の上、関連書類を作成してください。

(注1) 交付決定後の申請内容の変更、自己都合による申請の取下げは原則認めません。

(注2) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

(注3) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げを条件に交付決定します。

※ 2023年6月29日(木)以前に事業着手する場合は、「交付決定後の事業着手の手引き」を参照ください。

4-3. 補助事業の開始～完了

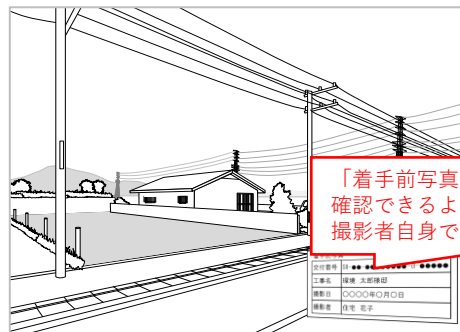
(1) 補助事業の開始

詳細は、「事務取扱説明書」をご確認ください。

- 交付決定通知を受領し、**交付決定番号を得た後**に補助対象工事に着手してください。
- 交付決定事業者のZEHポータルで「着手前写真用ボード」データをダウンロードし、工事名称、撮影日時、撮影者名を記入の上、住宅建設地（更地）にて着手前写真ボードが写り込むように以下①、②の角度で着手前写真を計2枚撮影してください。

- ① 完了実績報告で提出する外観写真の角度で敷地と前面道路を写したもの（同一敷地であることを確認するため）。
- ② ①と別角度で周辺建物等を写し込んだ遠景写真

写真①



写真②



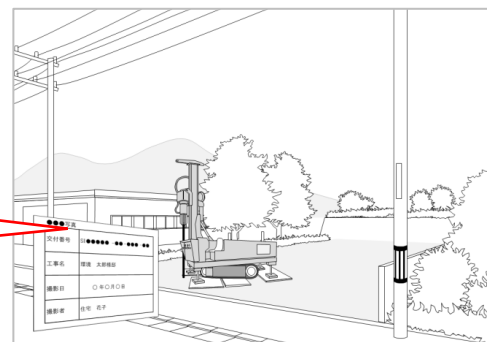
「着手前写真用ボード」は敷地が確認できるようにボードを斜めに構えて撮影者自身で手持ちし撮影すること

- ※ 補助対象外となる基礎工事について「着手前写真用ボード」撮影前の着工を認めます。
- ※ 補助対象となる断熱工事の交付決定前着手は認められませんのでご注意ください。
- ※ 基礎工事以外の工事項目の事前着手はできません。
- ※ 事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消しと罰則の対象となります。
- ※ 電子黒板アプリの使用は認めません。

補助対象住宅に地中熱ヒートポンプ・システムを導入する場合

- ボーリング着工写真を撮影すること。
- 中間報告時にボーリング着工写真を提出できること。

「着手前写真用ボード」は敷地が確認できるようにボードを斜めに構えて撮影者自身で手持ちし撮影すること



(2) 中間報告

補助事業の事業着手日から3週間以内に中間報告をZEHポータルにて行ってください。

(最終提出期限は2023年12月15日(金))

なお、中間報告の提出資料については、「事務取扱説明書」を確認の上、関連資料を準備してください。

NO.	提出資料		詳細
①	着手前写真		事務取扱説明書を参照し、撮影した着手前写真を提出すること。
②	確認済証		確認申請不要の地域は建築工事届を提出すること。
③	平面図、立面図 (BELS申請時に提出したもの)		評価機関に提出したもの (評価機関の押印があるもの) に限る。
④	BELS		評価書には、交付申請時に示したZEHランクの省エネ性能表示を取得していること。
⑤	一次エネルギー消費量計算結果 (住宅版) (BELS申請時に提出したもの)		国立研究開発法人 建築研究所が公開するエネルギー消費性能計算プログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果表を提出すること。 なお、評価機関に提出したもの (評価機関の押印があるもの) に限る。
⑥	外皮計算書 (BELS申請時に提出したもの)		交付決定を受けた住宅の「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の外皮平均日射熱取得率」等の根拠となる計算書を提出すること。 なお、評価機関に提出したもの (評価機関の押印があるもの) に限る。
⑦	不動産売買契約書の重要事項説明書雛形		補助対象住宅の購入者と締結する不動産売買契約書における重要事項説明書に「J-クレジット化の意思表示及び定期報告アンケートの必要性を明示した雛形」を提出すること。
⑧	[ZEH+の選択要件]で②高度エネルギーマネジメントを選択した場合	中間報告時にAIF認証取得が完了していない場合	ECHONET Lite AIF 認証取得意思決定文書 AIF認証取得に責任を有する主体 (機器メーカー等) によるAIF認証取得意思決定文書を提出すること。
		自己確認での対応の場合	・自己確認したことを証する書面 (自己確認適合書等) ・住宅機器メーカー等が公表するホワイトリスト ECHONET Lite AIF認証を取得せず、自己確認で対応する場合に提出すること。

注) ②～⑥の資料には、申請者名もしくは物件名称等が記載されていること。

(3) 中間検査

S I I は必要に応じて現地調査を行いますので、必ずご協力ください。

中間検査は、補助事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断する検査です。

中間検査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取消しとなる場合があります。

不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消しと処罰の対象となります。

(4) 補助事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

(5) 事業完了日

- 事業完了日とは、補助事業に係る工事及び工事代金の支払い※が完了し、かつ、補助対象住宅の引渡しを受けた日付を指します。
- ただし、補助対象住宅の [ZEH+ の選択要件] で②高度エネルギーマネジメントを選択した事業は、エネルギー計測装置の表示項目の名称設定も完了してください (P 34 参照)。

※本事業に係る一連の工事の支払いは、原則現金払い (金融機関による振込) とすること。
手形払い等、不渡り、減額等が発生する可能性のある支払い方法は不可とする。

4-4. 完了実績報告～補助金支払い

(1) 完了実績報告及び補助金の額の確定

補助事業者は、事業が完了した後、完了実績報告を指定期日までに、Z E Hポータルより提出してください。

S I Iは、完了実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、補助金の交付を確定し、補助事業者にその旨を通知します。

完了実績報告の提出書類については、交付決定事業者のZ E Hポータルで「事務取扱説明書」データをダウンロードし、参照の上、関連書類を作成してください。

※ 提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取下げたものとみなします。

※ 虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取消しと処罰の対象となります。

(2) 確定検査（審査）

確定検査は、補助事業がその目的に適して公正に行われているかを判断する検査であり、補助金の額を確定するためのものです。

確定検査に合格しない場合は補助金の交付ができないだけでなく、交付決定の取消しの対象となり、さらに不正行為等が認められた場合は、処罰の対象となるので、事業遂行にあたっては細心の注意を払ってください。

S I Iは必要に応じて現地調査を行いますので、必ずご協力ください。

(3) 補助金支払い

補助事業者は、補助金の額の確定後、「精算払請求書」をS I Iに提出し、S I Iは「精算払請求書」の受領後、補助事業者に補助金を支払います。

(4) 事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

4-5. 補助事業終了後

(1) 使用状況の報告

本事業は、省CO2効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助事業完了後、事業継承者による下記の報告が要件となります。

報告がなかった場合には、補助金の交付決定の取消し又は返還を求める場合があります。

※ 報告内容は個人情報を除いた上で国又はSIIから公表する場合があります。

※ SIIは、補助事業完了後2年以上経過しても補助事業を承継できなかった場合、補助事業の目的未達成とみなし、当該補助対象住宅に係る補助金の返還を求めます。

補助事業終了後（定期報告アンケート）

- 事業継承者は、新築入居から2年間、半期ごとにエネルギー使用量（電力、ガス等）及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置等を使用し「定期報告アンケート」にて報告を行ってください。
 - 報告方法は、PC・スマートフォン・タブレット端末等インターネットに接続可能な機器を使用して報告を実施してください。
 - 別途、他のアンケート調査、省CO2効果検証のための計測、取材等に協力していただくことがあります。
- ※ 報告先が変更される場合は、前もってご連絡いたします。

入居時期		報告対象期間	
補助金入金後	～ 2024年 3月	2024年 4月	～ 2026年 3月
2024年 4月	～ 2025年 3月	2025年 4月	～ 2027年 3月
2025年 4月	～ 2026年 3月	2026年 4月	～ 2028年 3月

詳細は下記URLよりSIIホームページにてご確認ください。
「定期報告アンケートについて」 <https://sii.or.jp/zeh/survey.html>

(2) 取得財産の管理等

- 補助事業者は、補助を受けて取得し又は効用の増加した財産（取得財産等）については、補助事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければなりません。
補助事業者は、補助対象住宅の財産取得日（引渡受領日）から6年以内に取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ「財産処分承認申請書」をS11に提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、S11は交付決定を取消し、加算金（年利10.95%）とともに補助金全額の返還を求めることがあります。
- S11は補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をS11に納付させることができます。

新築建売戸建住宅における重要事項

補助事業者たるZEHビルダー/プランナーが補助金の交付を受ける場合、事業継承者へ速やかに補助事業を承継する手続きをS11に対して行うこと。
その際、事業継承者に対し、「定期報告アンケートの提出」、「取得財産の適正管理」など、補助事業者と同様の義務を負うことを確認する書類（契約書等）の提示ができること。

（注）事業継承者は、当該住宅に**常時居住**する予定の者であること（別荘、セカンドハウス等は補助対象外）。

財産処分について

交付規程に則り、財産処分を行いS11の承認後、返金が発生する場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- 処分制限財産の取得日（支払い日）を起算日とする。
- 処分制限財産に対し、転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄を行った日を処分日とする。
- 処分制限期間は補助対象住宅の財産取得日（引渡受領日）から6年とする。
- 計算用の決算日を3月31日とする。
- 減価償却方法は「定額法」を採用する。
- 上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。

※ その他、平成20年5月15日(令和2年12月18日改正) 大臣官房会計課の「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」に該当する場合（転用・譲渡・交換・貸付け・担保・廃棄・取り壊しの財産処分）においても同様とする。

(3) 交付決定の取消し、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- 1) 補助金適正化法第17条の規定による交付決定の取消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
- 2) 補助金適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
- 3) 相当の期間、補助金等の全部又は一部の交付を行わないこと。
- 4) SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
- 5) 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

4-6. その他の注意事項

申請者は、以下の点に注意してください。

(1) 周辺環境への配慮について

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、十分な配慮をお願いします。なお、騒音等の防止を考慮した機器の据付け方法に関して、ガイドブックが公表されていますので、以下のガイドブックにおいて推奨されている据付け方法をご確認の上、設置場所をご検討いただきますようお願いいたします。

- 「騒音等防止を考えた家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック」(社団法人日本冷凍空調工業会平成23年4月発行、平成24年2月改訂) URL: http://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html
- 「運転音に配慮した家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの据付けガイドブック」(燃料電池実用化推進協議会 平成28年6月発行) URL: http://www.fccj.jp/pdf/28_cog.pdf

(2) その他

- 本事業で導入した設備等については、S I Iが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助事業者とZEHビルダー/プランナー(施工者・設計者)等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をS I Iが保証するものではありません。

万一、上記に関する紛争が起きてもS I Iは関与しません。

- 申請者は、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。
その内容に偽りがあることが補助事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ的確な提案・申請をしてください。
不正をした事が明らかになった場合は、補助金の支払いを行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

(注) “補助金を申請及び受給される皆様へ”(P2参照)をご確認ください。

- 登録する口座に口座名・種別・口座番号の誤りや、登録時・着金時の間に口座を変更し、事業者事由により補助金振り込みができなかった場合、補助金の支払いを受けられない場合があるので注意してください。

5. よくあるご質問

S I I ホームページに「よくあるご質問」及び「FAQ検索システム」を掲載しておりますので、ご確認ください。

よくあるご質問 https://sii.or.jp/moe_zeh05/support/faq.html
FAQ検索システム zeh-zehplus-faq.sii.or.jp



【お問い合わせ先】

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（SII） ZEH事務局

TEL：03-5565-4030

※ 受付時間は、平日の10:00～17:00です。
※ 通話料がかかりますので、ご注意ください。